

府議付議事案書

開催・令和2年3月25日

所管部課	総務部文書課	部長	阿部 晴彦	
件名	東大和市公印規則の一部を改正する規則について			
関係事項	条例規則	区分	<input type="radio"/> 1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	部課機関			
<p>1. 要旨 公印の押印を求めようとするときは、管守者の審査を受けなければならないが、管守者が出張、休暇等で審査をすることができないとき、管守者があらかじめ指名する職員が、審査を行うことができるよう改正する。</p> <p>(1) 主な改正点 第9条第3項に次の条項を加える。 管守者が出張、休暇その他の理由により第1項の審査をすることができないときは、管守者があらかじめ指名する職員が、これを行うことができる。この場合において、当該職員は、同項の審査の結果、公印の押印を適當と認めたときは、決裁済みの書類に審査済みの表示をしなければならない。</p> <p>(2) 施行日 令和2年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 管守者が出張、休暇等で審査をすることができないとき、管守者があらかじめ指名する職員が、審査を行うため、事務の効率化を図ることができる。</p> <p>2. 経過(現時点に至るまでの経過) 文書課において審査済み。</p> <p>3. 留意事項(問題点等)</p> <p>4. 主管部処理案(検討結果等) 府議終了後、速やかに改正手続を進めたい。</p> <p>5. 審議結果</p>				

注: 定例府議の場合は、金曜日の正午までに提出。